平成２９年（フ）第１８６号
盛岡市南仙北３丁目３番63号
債務者　村上　　望
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７４号
千葉県銚子市長塚町１丁目409番地の４
債務者　笠原　美幸
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第８２号
千葉県山武郡横芝光町宮川11562番地15
債務者　須藤　直大
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２１号
京都府福知山市字堀1160番地の４　ハイツせいわ201号
債務者　加納　哲也
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第５７７号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁９番３―107号
債務者　橋本　　慎（旧姓広岡）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６４５号
堺市北区百舌鳥梅北町４丁32番地　コスモ203号
債務者　栢木　達也
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６４６号
堺市西区上278番地２　北野文化住宅２階北はし、前住所堺市西区浜寺昭和町２丁313番地４
債務者　松永　隆之
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６７７号
大阪府河内長野市三日市町146番地　205号
債務者　田中　利江
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８８号
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目８番13―106号
債務者　宇都　紀子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６９３号
大阪府羽曳野市誉田６丁目３番６号、前住所大阪府羽曳野市碓井４丁目８番４―405号
債務者　宮崎　文菜
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６９４号
大阪府羽曳野市誉田６丁目３番６号、前住所大阪府羽曳野市碓井４丁目８番４―405号
債務者　宮崎　友梨
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６９６号
大阪府大阪狭山市東池尻２丁目1247番地の４
債務者　喜田　堯子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７０９号
堺市堺区錦綾町１丁２番23―505号
債務者　上石　翔舞
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７３６号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番14―106号
債務者　牧野　恵莉
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７４４号
堺市堺区中安井町１丁２番26号　堺陽明ハイツ305号
債務者　田中　　勉
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７４７号
大阪府松原市立部５丁目４番３―207号
債務者　矢田　和也
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
新潟県糸魚川市寺島１丁目６番２号
債務者　若原　義春
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
新潟地方裁判所高田支部